

<b>宮崎県</b>		<b>45</b>	
<b>3 実学級数</b> (学校基本調査報告書より)			
	小学校	中学校	合計
A 実学級総数	2,785	1,224	4,009
Bうち特別支援学級	304	159	463
B/A	10.9%	13.0%	
<b>5 都道府県、市町村の独自措置による増加学級数</b>			
	小学校	中学校	合計
A - C = D	137	39	176

<b>4 標準学級数</b> (義務教育諸学校定数報告 様式4より)			
	小学校	中学校	合計
C 標準学級数	2,648	1,185	3,833

<b>6 増加学級数の 標準学級数に対する比率</b>			
D / C = E	5.2%	3.3%	4.6%

<b>7 実教員数</b> (義務教育諸学校定数資料 様式1「公立小中学校教職員実数調」より)								
小中 校長～講師 産・育休 代替教員	常勤実数計	内 臨時的任用等		内 再任用フルタイム	再任用短時間	育休代替短時間	非常勤講師	総実数
		換算数 (太字は実人数)	178	6,218	401	3	- 0	
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	ロ+ホ、ヘ、ト
	一人あたり勤務率				#DIV/0!	#DIV/0!	32.5%	
	常勤週40時間では				#DIV/0!	#DIV/0!	13.0	時間

<b>8 非正規等教員の比率</b>			
	再任用フルタイムを正規とみなし計算	再任用フルタイムを非正規とみなし計算	(校長等も含めて分母とした。)
産育休代替を除く	(ハ+ホ、ヘ、ト) / F	(ハ、ニ、ホ、ヘ、ト) / F	7.8% 7.9%
" を含む	(イ+ハ+ホ、ヘ、ト) / F	(イ+ハ、ニ、ホ、ヘ、ト) / F	10.7% 10.7%

<b>9 校長・教諭等定数</b>		標準定数 = 実行定数			9 -
	基礎定数	計算結果		国加配	結果的な 県単独配置
校長定数	385	5,656	651	6,307	5
教頭複数定数	1	校長・教頭	基礎加配	(国加配率)	6,312
1学級校数	0	771	3,833	1,052	F
				11.5%	F - G

\* 教頭と別に副校長を配置する場合は、基礎加配を使用しているものと思われる。

<b>10 国加配定数の内訳</b>								
合計			指導方法工夫改善			研修(少人数学級への振替を含む)		
申請数	決定数	実施報告数	申請数 H	決定数 I	実施報告数	申請数 J	決定数 K	実施報告数
835	751	751	518	351	351	36	166	166
			H - I	167	(推計)	K - J	130	(推計)
			少人数学級への振替数か			うち研修増分か		-37
その他			10 -	少人数学級分	T T、小人数 授業分			
申請数	決定数	実施報告数		167	351			
281	234	234		1	2.1			

<b>11 宮崎県</b> の少人数学級は、どの定数を使って行われているか?					市町村負担		11 - 基礎加配の 運用率	
独自増学級数	-	県単独配置	-	国加配の振替	-	=	6.1%	基礎加配利用
176		5		107			64	

<b>12 教員以外の職種の状況</b>		非正規等の比率		<b>11 - 市町村費支弁の教員数</b> 学校基本調査の数値より			
小・中	県単独配置数	産育休代替を除く	" を含む	小学校	中学校	合計	
養護教諭	-	合計	10.4%	0	1	1	
栄養職員	-6		21.8%	9	13	11	
事務職員	-3		25.1%	51	42	93	
特別支援学校	-66		17.7%			105	

\* 再任用フルタイムは、非正規とみなし計算。

\* 兼務者は1/2で合計。

<b>13 充て指導主事の定数と実数(小中・特別支援学校の合計)</b>			
国定数	実数	県単独配置(実数 - 定数)	
(決定通知のみ)	(学校基本調査)	実数調	(学校基本調査) 実数調
30	61	59	31 29

<b>14 宮崎県</b> の独自負担 (100%都道府県が負担している金額) は、どのくらいか? 義務教育諸学校 決算額等調書より			
<単位:百万円>	国庫負担対象 経費の決算額	国庫負担最高 限度算定額 (総額)	県単独負担額
小中学校	47,542	47,490	52
特別支援学校	3,725	3,940	-215
合計	51,267	51,430	-163

'-'の場合は、限度額まで使っていない。

充て指導主事の 実数分の費用が含まれる。	充て指導主事の 定数分の費用が含まれる。	<読み取り上の注意> 県単独配置数が、県単独負担とは限らない。
-------------------------	-------------------------	------------------------------------